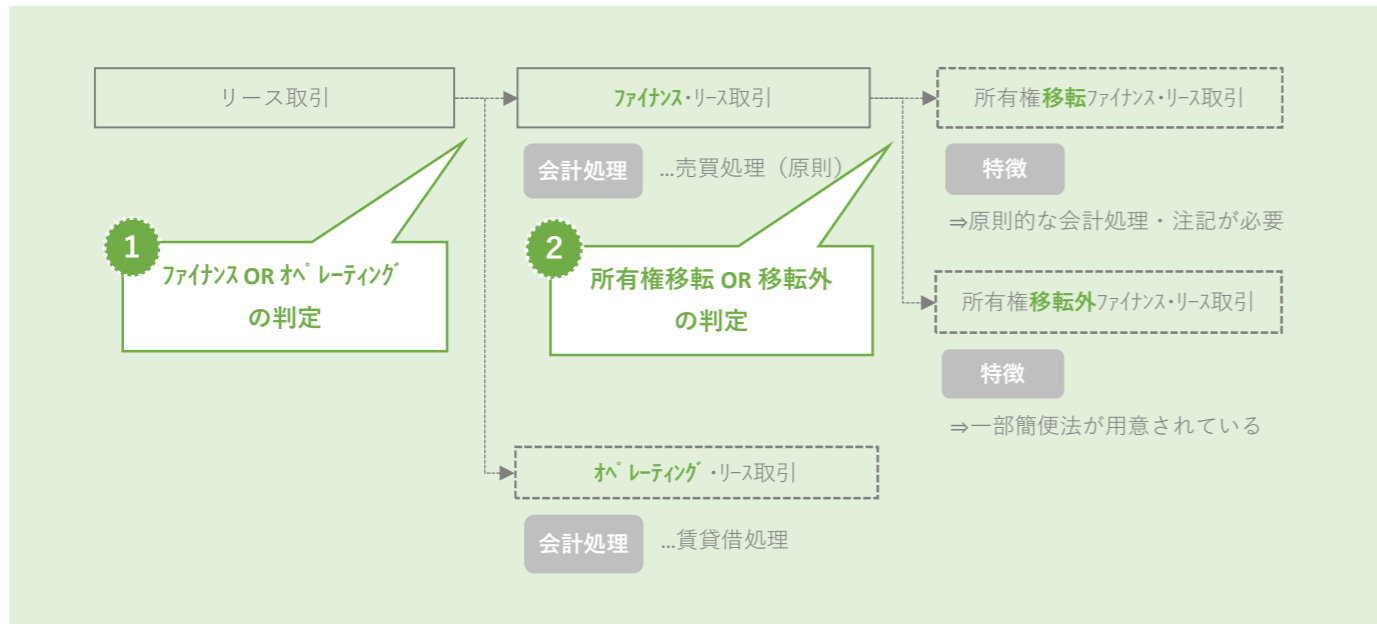


【全体概要図】

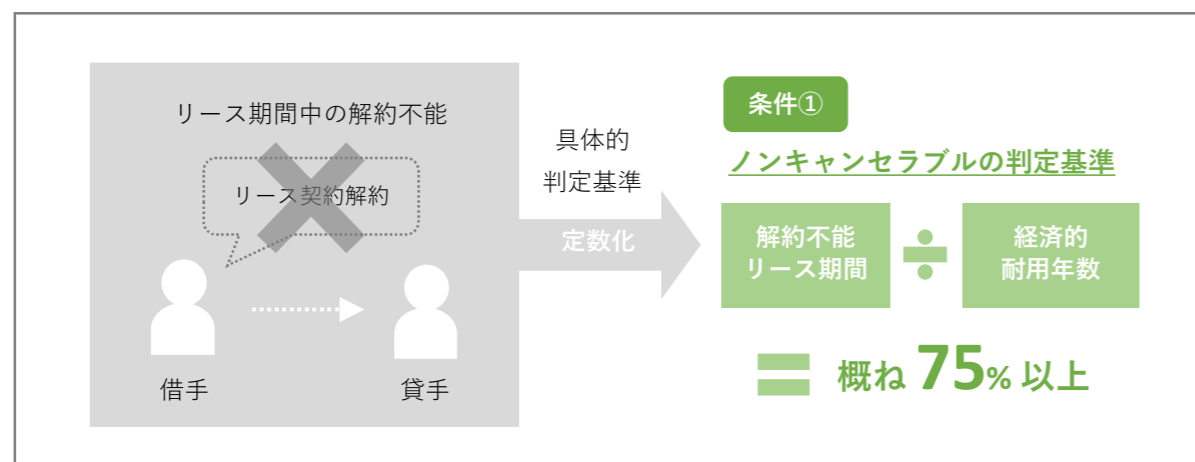


1 ファイナンス・リース取引とオペレーティング・リース取引の分類

⇒ リース会計において、ファイナンス・リース取引に該当するか、オペレーティング・リース取引に該当するかによってその会計処理が大きく変わる。そのため、ファイナンスリースの判定はリース会計における、おおきな分岐点といえる。この点、以下二つの条件を両方とも満たすリース取引をファイナンス・リース取引といい、逆に、どちらか一つでも満たさないリース取引は全てオペレーティング・リース取引にあたる。

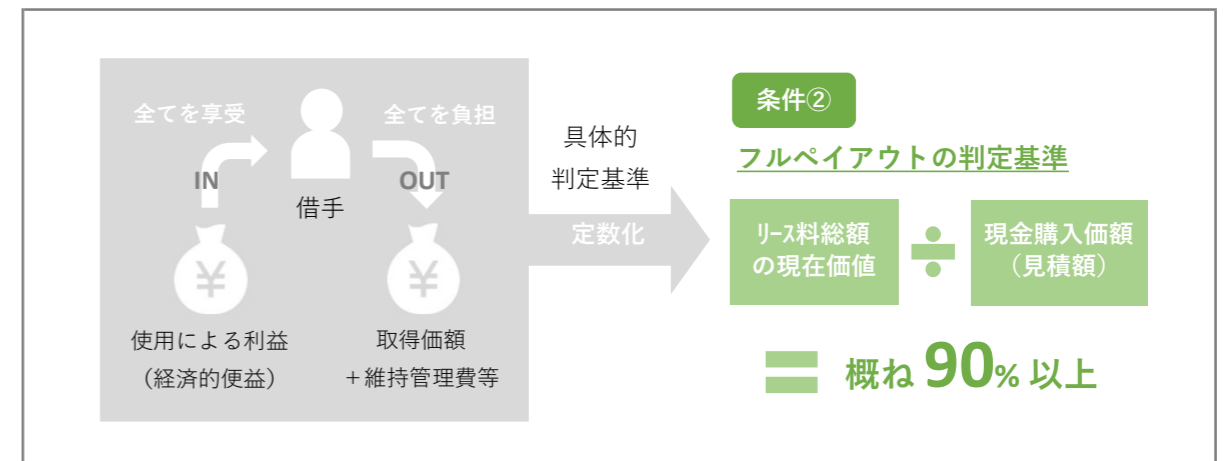
(1) ノンキャンセラブル

⇒ リース契約期間中に解約不能なリース取引をいう。  
契約上解約不能が明記されているだけでなく、解約に一定のペナルティ（未経過リース料のほぼ全額を支払うなど）がある場合も解約不能に含まれ、経済的実体上、解約不能であるか否かを判定する必要がある。  
反対に、リース期間中に簡単に解約できるものはファイナンス（金融取引）の性格は薄いと判断できるのである。



(2) フルペイアウト

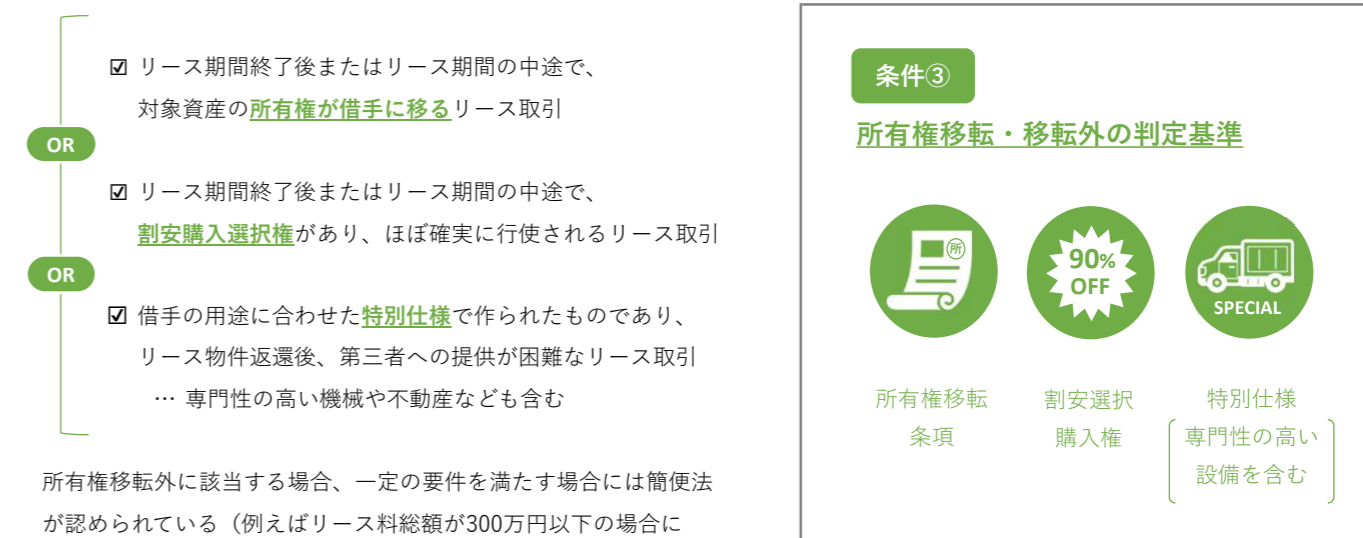
⇒ リースの対象資産から得られるほぼ全ての経済的利益を享受することが出来るリース取引をいう。  
具体的には、対象資産は使うことによる利益を全て得られ、反対に取得価額、維持管理にかかるコストやリスクも借手が負担している場合が当てはまる。言い方を変えると、自社所有の資産している場合と大きな違いはない場合がフルペイアウトにあたる。



「(1)ノンキャンセラブル」、「(2)フルペイアウト」のいずれか一方でも満たさず、オペレーティング・リース取引に該当する場合、賃貸借処理が求められる（比較的簡単な会計処理）。反対に両方を満たし、ファイナンス・リース取引に該当する場合には、引き続き「所有権移転」又は「所有権移転外」の判定が必要となる（次項にて解説）。

2 所有権移転と所有権移転外の判定

⇒ ファイナンス・リース取引と分類されたリース取引について、以下のいずれかの事実がある場合には、「所有権移転ファイナンス・リース取引」とされ、いずれにも該当しない場合には、「所有権移転外ファイナンス・リース取引」に該当する。所有権の移転、移転外の判定では、数量基準は無く、一定の事実関係の有無により判定する。



所有権移転外に該当する場合、一定の要件を満たす場合には簡便法が認められている（例えばリース料総額が300万円以下の場合に賃貸借処理が認められる等）。